
筑紫野市女性人材バンク設置要領

平成21年6月1日
要領第5号

(目的)

第1条 この要領は、筑紫野市附属機関等の委員への女性の登用促進要領（平成21年筑紫野市要領第4号）第4条第1項の規定に基づき、附属機関等の委員の女性の人材に関する情報の収集及び提供を行うため、筑紫野市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置することを目的とする。

(登録の要件)

第2条 女性人材バンクに登録することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 18歳以上の女性
- (2) 市政に関心があり、市の附属機関等の委員として活動する意欲がある者
- (3) 各種分野において、活動経験を有する者

(登録の方法)

第3条 女性人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、筑紫野市女性人材バンク登録申込書（新規・変更）（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記載して、市長に提出しなければならない。この場合において、自薦又は他薦を問わないものとする。

- 2 前項の場合において、他薦のときは、本人の承諾を得なければならない。
- 3 市長は、申込書が提出されたときは、速やかに審査し、その結果を筑紫野市女性人材バンク登録承認・不承認通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(登録台帳)

第4条 市長は、前条第3項の規定により女性人材バンクに登録することを承認したときは、筑紫野市女性人材バンク登録台帳（様式第3号。以下「登録台帳」という。）に登録を承認された者（以下「登録者」という。）に関する必要事項を登載するものとする。

(登録の期間)

第5条 女性人材バンクの登録の期間は、登録した日から起算して2年が経過する日の属する年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第6条 登録者が登録の期間の末日までに登録の更新を申し出たときは、登録を更新するものとする。

2 前項の申出は、筑紫野市女性人材バンク登録更新申出書(様式第4号)により行うものとする。

(登録内容の変更等)

第7条 登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに、市長に申し出なければならない。

2 前項の申出は、申込書により行うものとする。

3 登録者が登録の抹消を希望するときは、筑紫野市女性人材バンク登録抹消申出書(様式第5号)により市長に申し出るものとする。

(登録台帳及び申込書の管理)

第8条 登録台帳及び申込書(以下「登録台帳等」という。)は、総務部男女共同参画推進課長が管理するものとする。

(登録台帳等の閲覧)

第9条 附属機関等の委員を選任しようとする課等の長は、登録台帳等を閲覧しようとするときは、筑紫野市女性人材バンク登録台帳等閲覧簿(様式第6号)に必要な事項を記入しなければならない。

(庶務)

第10条 女性人材バンクの庶務は、総務部男女共同参画推進課において行う。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年1月31日要領第1号)

この要領は、公布の日から施行する。